

〈緊急事態〉北朝鮮弾道ミサイル発射！

緊急インタビュー

政府及び消防庁の対応と

今後の危機管理対策

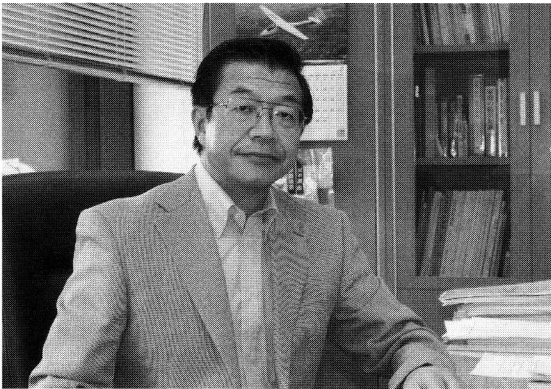
小林恭一前消防庁国民保護・防災部長に聞く



7月5日、北朝鮮が7発もの弾道ミサイルを日本海に発射した。武力攻撃事態等から国民を保護するために平成16年6月に成立した国民保護法の施行以来初めてとなる緊急事態だ。我が国や関係各国の事前の警告を振り切り強行されたこの事態は、我が国の危機管理・国民保護という観点からも、見逃がすことができない。

本誌では、この事態を受け、消防庁初代国民保護・防災部長の重責を担われる小林恭一部長に、政府及び消防庁の対応・今後の危機管理対策等について、緊急インタビューを行った。

(※本インタビューは、小林部長が現職時の7月12日に行ったものです。)



●小林恭一前消防庁国民保護・防災部長の略歴

- 昭和23・9・5生まれ、千葉県出身、東大工学卒。昭和48・4建設省入省、53・8同建築指導課係長、55・4自治省消防予防救急課補佐、62・8東京消防庁指導課長、平成2・4自治省消防予防課違反処理指導官、3・4同危険物規制課危険物判定指導官、4・11危険物保安技術協会業務企画部長兼タンク審査部長、5・7自治省消防庁特殊災害室長、8・8同危険物規制課長、12・4静岡県総務部防災局技監、14・4総務省消防予防課長、17・8総務省消防庁初代国民保護・防災部長に就任、18・7・21退官。

本誌 7月5日、ついに北朝鮮が弾道ミサイルを発射するという緊急事態が発生しました。我が国を含む関係各国の事前の警告を振り切り7発ものミサイルが日をおかずして発射されたことは、我が国の安全及び国際社会の平和という観点からも誠に重大な事態で、怒りを覚えます。

まず、本事態に対する政府及び消防庁の対応についてお願いします。

政府及び消防庁の対応について

小林恭一前消防庁国民保護・防災部長
7月5日の3時30分頃、4時頃、5時頃、7時10分頃、7時30分頃、8時20分頃、そして、17時20分頃の計7回に渡り、北朝鮮から弾道ミサイルが日本海に向け発射されました。

これに対し、安倍官房長官は、「今回、我が国を含む関係各国による事前の警告にもかかわらず発射を強行したことは、我が国の安全保障や国際社会の平和と安定、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であり、船舶・航空機の航行の安全に関する国際法上の問題であると同時に、日朝平壤宣言にあるミサイル発射モラトリアムにも反する疑いが強い行為である。」との声明を発表していますが、そのとおりだと思います。

政府は、北朝鮮からの弾道ミサイル

別添

北朝鮮による飛翔体発射を受けての日本政府の当面の対応

平成18年7月5日

今般の北朝鮮による弾道ミサイル又は飛翔体発射に対し、日本政府として毅然とした厳しい対応をとる必要があり、具体的に以下の措置をとることを決定した。

1. 対北朝鮮措置

- (1) 引き続きあらゆるレベルで北朝鮮側に遺憾の意を伝えて嚴重抗議すると同時に、再び行わないことを申し入れ、ミサイルの開発中止、廃棄、輸出停止を求める。また、北朝鮮がミサイル発射モラトリアムを改めて確認し、それに従った行動をとると同時に、六者会合へ早期かつ無条件に復帰することを強く求める。
- (2) 万景峰92号の入港を禁止した。
- (3) 北朝鮮当局の職員の入国は原則として認めないこととし、その他の北朝鮮からの入国についても、その審査をより厳格に行うこととする。また、北朝鮮船籍の船舶が我が国港湾に入港する場合であっても、その乗員等の上陸については、原則として認めない。
- (4) 在日の北朝鮮当局の職員による北朝鮮を渡航先とした再入国は原則として認めない。
- (5) 我が国国家公務員の渡航を原則として見合わせると同時に、我が国からの北朝鮮への渡航自粛を要請する。
- (6) 我が国と北朝鮮との間の航空チャーター便については、我が国への乗り入れを認めない。
- (7) 北朝鮮に関するミサイル及び核兵器等の不拡散のための輸出管理に係る措置を引き続き厳格にとっていく。
- (8) 北朝鮮による不法行為等に関し、厳格な法執行を引き続き実施する。
- (9) 北朝鮮の対応を含めた今後の動向を見つつ、更なる措置につき検討する。

2. 国際社会における連携

- (1) 日米間のハイレベルを含めあらゆるレベルで調整・情報交換など緊密な連携をとる。
- (2) 国連安全保障理事会等において然るべき対処がなされるよう必要な働きかけを行う。
- (3) 六者会合関係国間、G8首脳その他のあらゆる機会を活用して、調整・情報交換を行う。

発射を覚知すると、速やかに安全保障会議を開催し、万景峰92号の日本への入港禁止措置などを行うとともに、国際社会に日本政府としての対応策を発表しました(別添参照)。

消防庁は、当日早朝の04時30分過ぎに「北朝鮮から弾道ミサイルまたは何らかの飛翔体が発射された模様」との情報を得て、直ちに内閣情報集約セン

ターにその情報を確認するとともに、応急対策室及び国民保護室・運用室の職員を参集させ、情報連絡室を設置して情報収集や問い合わせ対応を行いました。私も、5時過ぎには登庁して、対応に当たっています。

そして、内閣官房からの指示に従い、情報がある程度確定されたことにより行われた06時18分からの安倍官房長官

の声明を待つて、06時30分全都道府県に対し消防防災無線の一斉FAXにより、「北朝鮮から何らかの飛翔体が発射された模様」との情報を伝達したところです。

地方公共団体の対応について

本誌 地方公共団体、特にミサイルが

落下した日本海側の地方団体の対応についてはいかがでしょうか？

小林 今回は、「北朝鮮が発射した弾道ミサイルが日本海に落下した」との情報であったため、日本海に漁などで出航している住民を抱える地方団体の心配は大きかったのではないかと推察します。

日本海側の県では、私どもに連絡があっただけでも、鳥取、福井、新潟県などが早い段階から独自の判断で国民保護計画に基づく体制をとって対応していました。

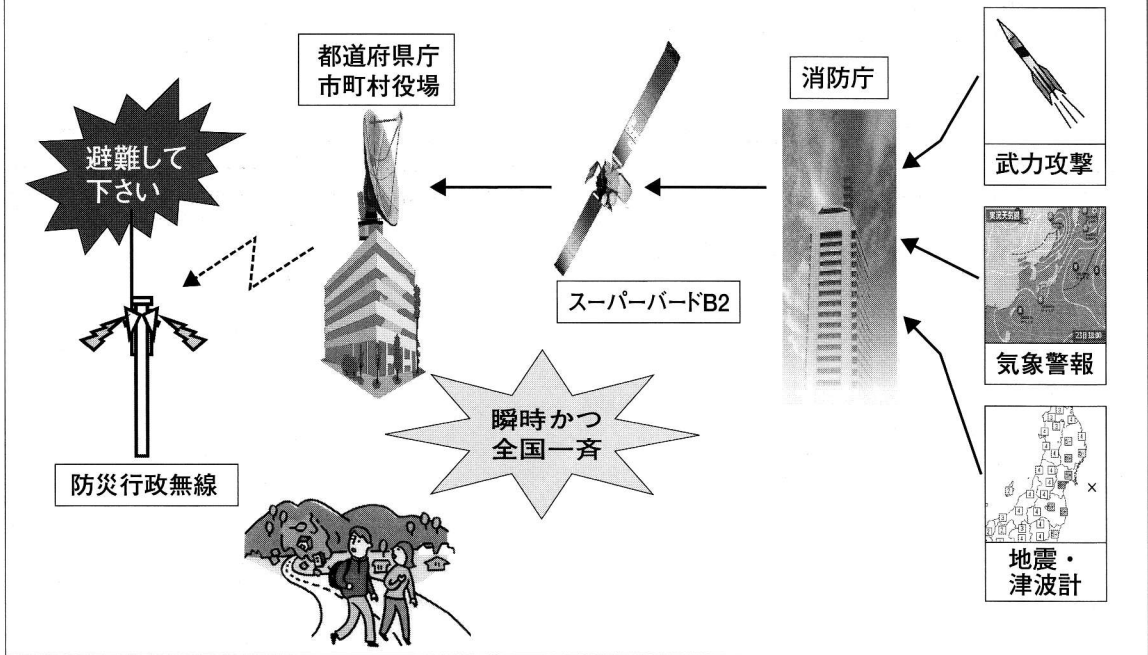
また、地方公共団体の全般の対応としても、今年3月に全都道府県で国民保護計画が整備されたこともあり、日本海側に限らず迅速な対応をした地方団体が数多くありました。

住民に対する警報的なアプローチは？

本誌 今回の事態では、幸いにも我が国に人的・物的被害は出なかったわけですが、国民保護という観点から住民に対して何らかの警報的なアプローチはされたのでしょうか？

小林 国民保護法では、政府の対策本部長(内閣総理大臣)は武力攻撃から国民を保護するため、緊急の必要があると認める場合は警報を発令することとなっています。そして、この警報は、消防庁を経由し都道府県、市町村から

全国瞬時警報システム (J-ALERT)



住民へ伝達される仕組みとなっています。

今回の事態においては、国からの警報的なアプローチは行われませんでした。例えば警報を瞬時に住民に伝達するシステムである全国瞬時警報システム (J-ALERT) 後述) の実証実験が平成17年度において全国31団体が実施されたことや、国民保護サイレンが昨年7月に制定され地方公共団体に通知されていることなど、警報を迅速に伝達するための体制整備は着々と進んでいます。

今後の対策の強化について

本誌 今回の事態を受けて、政府及び消防庁の弾道ミサイルに対する対策が強化されるのでしょうか？

小林 7月6日に行われた衆議院安全保障委員会の閉会中審査において、防衛庁長官から、「他国が発射した弾道ミサイルを探知・迎撃するミサイル防衛 (MD) システムの導入を前倒しする」旨の発言がありました。

また、消防庁においては、発令された警報を迅速に住民まで伝達する手段の1つとして、全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備を進めています。

このシステムは、津波警報、緊急地震速報、緊急火山情報、そして弾道ミサイル攻撃等といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工

衛星を用いて情報を送信し、市町村の同報系防災無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するものです。これは、国から住民まで直接の瞬時情報伝達という画期的な仕組みであり、地方団体の危機管理能力が格段に高まるものと考えています。

市町村国民保護計画の進捗状況について

本誌 ところで、平成18年度中に市町村国民保護計画を策定することとされていますが、現在の市町村の進捗状況についてお教え願います。

小林 各市町村の国民保護計画は、「国民保護協議会設置条例の制定」、「国民保護協議会の開催」、「国民保護計画の知事への協議」等の手続きを経て計画が完成することとなります。

平成18年6月20日現在で、国民保護協議会設置条例を制定した市町村は、特別区を含む1,843市町村のうち、1,500市町村 (約81・4%) に登っています。また、国民保護協議会はこれまで230の市町村で開催されています。

とりわけ、政令指定都市、中核市では、国民保護協議会設置条例の制定を全市が済ませており、国民保護協議会についてもその多数の市で開催されています。



神戸市消防局の特別高度救助隊の発足

また、既に国民保護計画を完成した市町村は、鳥取県の境港市、三朝町、智頭町、日高町、日南町の5市町があります。

消防庁としては、今後とも市町村において国民保護計画の作成が円滑に行われるよう、各都道府県の研修会等に職員を講師として派遣するなど、積極的に支援して行くことを考えています。

特別高度救助隊・高度救助隊の設置状況について

本誌 消防庁では平成18年度中に、大規模災害やテロ災害に備えた特別高度救助隊及び高度救助隊を創設し、政令市・中核市等に配備するという計画を

立てられ、さる3月には「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」も改正されましたが、現在、全国の特別高度救助隊・高度救助隊の設置もしくは準備はどんな状況でしょうか？

小林 消防庁では、「特別高度救助隊」は東京都及び政令市に、「高度救助隊」は政令市と中核市及びこれらの市のない県の代表消防本部に、整備をお願いしています。

「特別高度救助隊」については、東京消防庁のハイパースキュー隊を初め、名古屋市のハイパースキュー隊、京都市消防局の「スパーコマンドレスキューチーム」、神戸市消防局の「スパーイーグルこうべ」など16隊が既に運用を開始しており、また「高度救助隊」についても51隊が整備済みです。

「高度救助隊」は、画像探索機、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地震警報器などを備え、「特別高度救助隊」はこれらの他に電磁波探査装置、水中探査装置、二酸化炭素探査装置などを加えた装備を有しており、隊員は、もちろんこれらの装置を使いこなす知識と技術を兼ね備えた選りすぐりの救助隊員です。

本年度予算で整備するウォーターカッターと大型ブローアについては、今回初めて消防機関に導入するものですから、まず、消防大学校に配備し、新設される特別高度救助隊の教育課程で、

習熟訓練等を実施し、その後、地域バランズなどを考慮しながら配置先を検討して、来年度以降に特別高度救助隊の配置消防本部に整備していきたいと考えています。

地震警報器については、補助金メニューに追加して、整備を進めていきます。

万一の場合、消防職・団員はどうかあるべきか

本誌 最後に、今後、危機管理・国民保護という観点から消防職・団員はどうかあるべきかお示しただければと思います。

小林 国民保護法においては、消防は、武器を持った相手と直接対峙する役割ではなく、万一の場合に、国民を武力攻撃に起因する災害から守ったり、避難住民を誘導することなどが予定されています。

火災が発生した場合にこれを消火したり、瓦礫の中から住民を救出したりすることは、その原因が普通の火災や地震等によるものであっても、武力攻撃によるものであっても、消防の当然の責務です。また、武力攻撃事態等の際に、住民を危険な地域や危険が予想される地域から安全な地域に避難させることも、市町村職員（消防職員は、当然にその中心として期待されている）や消防団の役割とされています。

一方で、自然災害と異なり、武力攻撃等による災害は、人間の悪意ある意図により引き起こされるものですから、消防職・団員の方々は、活動にあたって、住民の安全確保とともに自らの安全確保についても、特別の配慮が必要だと思っています。

消防庁が今年1月にお示した市町村向けの国民保護モデル計画では、そのための手段として、現地調整所を活用し、警察や自衛隊との連携を強化して、武力攻撃を仕掛けてくる組織やテロリスト等に関する情報を入手し、自らの安全に配慮しつつ、住民を守るために最善を尽くすことなどを提案しています。

国民保護における消防の活動は、結局は平素の防災・消防活動が基本です。万一の場合の消防の役割等について、消防として自主的に国民保護計画の中できちんと位置づけるとともに、装備・体制の整備や訓練等を着実に進めることにより、通常の業務を的確に遂行する態勢を整えて、武力攻撃災害などに際して「住民を守ってくれる消防」という国民の期待に応えることが出来るように努めていただければ、と考えています。

本誌 本日はご多忙のところ、誠にありがとうございます。ありがとうございました。